

(写)

2市町村第1993号
令和2年7月8日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 殿

福岡県知事 小川 洋

福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の利用又は提供
について（諮問）

下記の事務に関し本人確認情報の利用又は提供を行うことについて、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第51条第2項第4号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 本人確認情報を利用しようとする事務
 - (1) 福岡県私立高校生等奨学給付金（専攻科）の支給に関する事務
 - (2) 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の交付に関する事務
 - (3) 福岡県高校生等奨学給付金（専攻科）の支給に関する事務

- 2 教育委員会に本人確認情報を提供しようとする事務
 - (1) 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務